

災害時における電気自動車による電力供給に関する協定書

令和 3 年 12 月

旭 川 市

旭川日産自動車株式会社

災害時における電気自動車による電力供給に関する協定書

旭川市（以下「甲」という。）と旭川日産自動車株式会社（以下「乙」という。）は、甲の市域において災害対策基本法（昭和 36 年 11 月 15 日法律第 223 号。以下「法」という。）第 2 条第 1 号に定める災害（以下「災害」という。）が発生した場合又は発生のおそれがある場合における電気自動車による避難所等への電力の供給に関し、次のとおり協定を締結する。

（目的）

第 1 条 この協定は、災害時において、甲が乙の協力を得て、甲の指定する避難所等において、電気自動車を非常用電源として活用することができるよう必要な事項を定めるものとする。

（避難所等）

第 2 条 この協定における避難所等は、公共施設、その他甲の指定した場所とする。

（電気自動車等の貸与要請）

第 3 条 甲は、災害時において電気自動車及び外部給電に必要な機器（以下「電気自動車等」という。）を必要とする場合は、乙に対し、書面（別記様式）で要請するものとする。ただし、緊急を要する場合は、口頭により連絡し、後日書面を提出するものとする。

（電気自動車等の貸与実施）

第 4 条 乙は、前条の要請があった場合で、かつ、当該要請に対応することが合理的に可能な場合に限り、電気自動車等を貸与することに努めるものとする。

2 乙は、電気自動車等を甲に無償で貸与し、原則として給電業務のために電気自動車等を甲に使用させるものとする。

（供給電力）

第 5 条 乙は、電気自動車の貸与にあたっては、十分に充電された状態で貸与するよう努めるものとする。

- 2 貸与時点において電気自動車に充電されている電力は、乙が無償で提供する。
- 3 貸与中に再充電を行う場合は、乙の指定する日時及び場所において、乙の管理する電気自動車用充電スタンド（以下「充電スタンド」という。）の使用を許諾することに努めるものとする。なお、使用許諾する充電スタンドの使用料については、原則無償とする。それ以外のときは、原則として甲が負担する。

（電気自動車等の移動）

第6条 電気自動車による店舗（乙による電気自動車等の保管管理場所）等と避難所等の移動は、乙の責任において行い、原則として乙が行うものとする。ただし、乙により移動が困難な場合は、甲乙が協議し、甲が行うものとする。

（管理）

第7条 甲が、乙より貸与された電気自動車等の取扱いは、甲乙の協議により取り決め、甲が管理する。

（故障等の対応）

第8条 甲が電気自動車等を貸与されている間に、貸与された電気自動車等に故障又は紛失等があった場合、甲に明らかな過失がある場合を除いて、甲は責任を負わないものとする。

- 2 第三者に与えた物的あるいは人的損害については、その損害の帰責理由があるものが、補償責任を負うものとする。責めに帰すべき事由が不明な場合は、甲乙が協議の上、その賠償に当たるものとする。

（車両保険の取扱い）

第9条 乙は電気自動車等の貸与にあたり、乙の負担により自賠責保険及び任意保険に加入するものとし、甲は貸与期間中に事故が発生した場合は、速やかに乙へその旨を連絡し、乙の加入している保険の適用を受けるものとする。

- 2 前項の保険の適用を受けるに際しかかる費用は、全て乙の負担とする。ただし、甲に明らかな過失がある場合等で保険の適用が受けられない場合は、甲の負担とする。

(返却)

第 10 条 電気自動車等の返却時期については、避難所等の閉鎖等を勘案し、甲乙が協議して決めることとする。

(技術的支援)

第 11 条 甲は乙に対して電気自動車等の操作等にかかる助言及び支援を求めることができる。

(外部給電器の使用上の注意)

第 12 条 甲は、外部給電に必要な機器（以下「外部給電器」という。）を電気自動車に接続して使用（医療機器等への使用を含む。）する場合は、外部給電器の製造者が発行する保証条件を都度確認の上、使用するものとする。なお、外部給電器の使用に起因する事由により、甲が損害を被った場合であっても、乙は一切責任を負わないものとする。

(災害補償)

第 13 条 電気自動車等の貸与等に従事した者の災害補償については、乙の責任において労働者災害補償保険法（昭和 22 年法律第 50 号）の適用等、乙の責任において行うものとする。

(連絡責任者)

第 14 条 甲及び乙は、この協定に関する連絡責任者を事前に定め、相互に報告するものとする。また、当該連絡責任者に変更が生じた場合は、その都度、相互に報告するものとする。

(訓練)

第 15 条 乙は、この協定に基づく協力体制が円滑に行われるよう、甲の要請に応じて、甲が行う防災訓練等に参加するよう努めるものとする。

2 前項に規定する訓練の協力を要する費用は、原則として乙の負担とする。

(広報活動)

第 16 条 甲及び乙は、平常時においても電気自動車の普及や電気自動車を活用した防災の広報活動に努めるものとする。

2 甲及び乙は、この協定に係るプレスリリース、その他外部への公表等を行おうとする場合は、事前に他の当事者と公表内容等について協議の上、実施するものとする。

(協定期間)

第 17 条 この協定の有効期間は、協定締結日から令和 4 年 3 月 31 日までとする。

ただし、有効期間の満了する日の 2 か月前までに甲又は乙から何らかの意思表示がないときは、有効期間は、さらに 1 年間更新されるものとし、その後もまた同様とする。

(譲渡制限)

第 18 条 甲及び乙は、事前に他の当事者の書面による承諾を得ることなく、この協定から生ずるいかなる権利又は義務の全部又は一部を第三者に譲渡若しくは移転し又は担保の用に供してはならないものとする。

(協議)

第 19 条 この協定に定めのない事項又は疑義が生じた事項については、その都度、甲乙が協議して定めるものとする。

この協定の締結を証するため、本書2通を作成し、甲乙が記名押印の上、各自1通を保有する。

令和3年12月14日

甲 旭川市
旭川市長 今津寛介

乙 旭川市神居4条1丁目1番37号
旭川日産自動車株式会社
代表取締役 岩木豊二

(別記様式)

年 月 日

様

旭川市長

災害時における電気自動車の協力要請書

災害時における電気自動車による電力供給に関する協定に基づき，次のとおり電気自動車及び外部給電に必要な機器の貸与を要請します。

連 絡 先	電話_____
口頭，電話等による連絡の日時	年 月 日 時 分
要 請 理 由	
車 両 台 数 及び 配 車 場 所 (内訳)	
要 請 期 間	年 月 日 ～ 年 月 日
備 考	